環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、 環境影響評価法の一部を改正する法律(令和七年法律第七十三号)附則第一条第二号の規定に基

づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、 令和八年四月一日と

する。